解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十二日開催の理事会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和八年八月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十六日

群馬県邑楽郡邑楽町中野二一三番地

医療法人松王会井上医院

清算人　井上　浩

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月十九日開催の理事会及び評議員会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十六日

東京都中央区京橋二丁目一番一号

医療法人（財団）白百合会

清算人　安藤　俊平

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年八月七日長崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十六日

長崎県平戸市紐差町七九八番地一

馬込土地改良区

代表清算人　山浦登喜男

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十三日社員総会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和八年八月十七日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十六日

群馬県太田市別所町九八番地の三

医療法人栄和会もとはしクリニック

清算人　本橋　和夫

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年八月二十五日厚木市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十六日

神奈川県厚木市酒井三三一一番地一

厚木市酒井土地区画整理組合

代表清算人　髙橋　功雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月一日開催の臨時社員総会の決議並びに山梨県知事の認可により、令和八年八月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十六日

山梨県中巨摩郡昭和町西条四三三〇番一

医療法人優聖会

清算人　五味　眞里

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年八月十九日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十六日

長野県上伊那郡南箕輪村五九三番地イ

宗教法人西光寺

清算人　内藤　真彦

解散公告（第三回）

当社は、平成十二年八月四日に大分地方裁判所の破産宣告により解散し、平成十六年四月二十七日に破産手続廃止決定が確定しましたが、残余財産清算のため、令和八年七月二十八日に大分地方裁判所（令和八年（ヒ）第四号）により当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十六日

大分市今津留三丁目一五三番地

みのり産業株式会社

連絡先　大分市都町一―三―二二大分都町ビル五階５Ｆ―２号室みやけ法律事務所

清算人　弁護士　三宅　悠太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市西旭岡町二丁目五〇番地五、最後の住所北海道北斗市飯生一丁目四番五六号

被相続人　亡　石川　英之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

事務所北海道函館市宮前町六番二二号

相続財産清算人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北十九条東四丁目五番地、最後の住所札幌市東区北十九条東四丁目二番四五号盛田マンション

被相続人　亡　藤田　征夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

事務所札幌市中央区南一条西十一丁目一番地コンチネンタルビル七階弁護士法人池田・山上法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小川翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市千刈二丁目一八一番地、最後の住所青森県青森市千刈二丁目一番八号

被相続人　亡　須藤　光明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

青森県青森市長島二丁目一二番六号

相続財産清算人　弁護士　井戸川亮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大字関根字北関根二一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　村中　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

青森県むつ市中央二丁目一三番一一号　大谷法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大谷　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡南部町大字沖田面字高屋敷四一番地、最後の住所青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢三八番地

被相続人　亡　沖田　公昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

青森県青森市安方二丁目一七―一九　アソルティ青森ビル四階　髙木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　髙木隆之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県平川市石郷村元一二二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　堀口　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

青森県弘前市大字上鞘師町一八―一　弘前商工会議所会館四階　横山航平法律事務所

相続財産清算人　弁護士　横山　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡おいらせ町下明堂四番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西舘　清輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十六日

青森県十和田市西三番町一番四二号ＮＴＴ十和田ビル二階　弁護士法人青空と大地

相続財産清算人　弁護士　村田　典子